

令和7年第10回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月30日(木) 午後4時30分から午後5時15分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員(10人)

10番 善岡 浩樹(会長)	7番 松田 力(会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員(人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	川瀬 崇 藤崎 正雄
第 2	会議書記の指名	東海林局長、滝上推進員、阿部主事
第 3	農政報告	参 与 井口課長
第 4	会務報告	事務局 東海林局長
第 5	議事参与の制限	
第 6	議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	
第 7	議案第27号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 8	議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について	

6. 農業委員会事務局職員

東海林孝行事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主事

7. 参与

井口純一産業課長

事務局長(東海林)	<p>みなさんお疲れ様です。 本日は全員の委員が出席しており定足数に達しておりますので、 只今から令和7年 第10回農業委員会総会を開催いたします。 それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>皆さまお疲れさまです。深川市での研修会に続いての総会となります。 ひと月前まではまだ日中は暖かくて20度以上もありましたが、ひと月違 うだけでもこんなに寒くなるんだなあと感じています。片付け作業も終 盤となっております。来月は道外研修も控えておりますので風邪など引き ませんよう作業を進めていただけたらと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和7年 第10回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 1番永井委員・2番高田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、東海林事務局長 滝上農地推進員 阿部主事 を配置 いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 井口産業課長お願いします。</p>
参与 (井口)	<p>今月は特にございませんので来月の報告とさせていただきます。 よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が、議案第28号で〇〇委員にかかります。 それではこれより、議案3件の審議に入ります。</p>

議 長

日程第6 報告第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局長

5頁をお開き下さい。

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので、別紙の者について議決を求めます。

令和7年10月30日提出

6ページをお開き下さい。

番号7-3

譲渡人の住所・氏名 札幌市西区

〇〇 〇〇さん

譲受人の住所・氏名 字碧水 〇〇 〇〇さん

譲渡人の申請理由は、農地使用の見込がないため手放したい。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大です。売買であり、今回対象とする地番及び面積は記載の畑1筆 1,429 m²です。資料1ページに該当箇所の航空写真を添付して降りますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 7-3について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-3については承認といたします。
続いて日程第7、議案第23号、農地法第18条第6項の規定による合意
解約について、まず番号7-12、7-13について事務局より説明願
います。

事務局長

7ページをお開き下さい。
議案第27号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった別紙の件について
議決を求める。

令和7年10月30日提出

8ページをお開き下さい。
番号7-12 合意解約

貸 主 美葉牛 ○○○ ○さん
借 主 農事組合法人○○○ 理事 ○○ ○○さん
土地の所在は、美葉牛263番地6です。

田が1筆で、面積が4,806㎡です。

7-13も貸主借主同様の案件ですが、7-12は平成27年契約分
です。

引き続き9ページをお開き下さい。
番号7-13 合意解約

貸 主 美葉牛 ○○○ ○さん
借 主 農事組合法人○○○ 理事 ○○ ○○さん
土地の所在は、美葉牛57番地14外11筆です。

田が10筆、畑が2筆で、面積が合計 103,092㎡です。

こちらは令和7年契約分です。

航空写真を資料2ページに番号7-12、13あわせて添付してありま
すのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。
議案第 27 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、
番号 7-1 2 及び 7-1 3 について承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、議案第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合
意解約 番号 7-1 2、7-1 3 については、承認いたします。
続いて、番号 7-1 4 について事務局より説明願います。

事務局長

10 ページをお開き下さい。
番号 7-1 4 合意解約

貸 主 美葉牛 ○○ ○○○さん

借 主 美葉牛 ○○ ○○さん

土地の所在は、美葉牛 2 5 2 番地 1 外 3 筆です。

田が 3 筆、畑が 1 筆で、面積があわせて 43,675 m²です。

航空写真を資料 3 ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。
番号 7-1 4 について承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-14については、承認いたします。
続いて、番号7-15について事務局より説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。
番号7-15 合意解約

貸 主 美葉牛 ○○○ ○○さん
借 主 美葉牛11番地1 株式会社○○○ 代表取締役
○○ ○○さん

土地の所在は、美葉牛241番地9です。
畑が1筆で、面積が7,656㎡です。
航空写真を資料3ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。
番号7-15について承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-15については、承認いたします。
次に、日程第8、議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律
に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について、7-25、7-26 関連
しますので一括して事務局より説明願います。

事務局長

12ページをご覧下さい。

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律
第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画案について議決を求める。

令和7年10月30日提出

13ページをご覧ください。

番号7-25

所有権の移転を受ける者 北海道農業公社

所有権の移転をする者 美葉牛 ○○○ ○さん

管理権の種類内容は即売タイプの買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛57番地14 外12筆

田11筆、畑2筆の計13筆で、面積は107,898㎡となっております。

14ページをお開き下さい。

番号7-26

所有権の移転を受ける者 農事組合法人○○○ 理事 ○○ ○○さん

所有権の移転をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は即売タイプの売渡です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおり。なお、番号7-25で○○○○さんが農業公社に売った土地を、公社から○○○さんが買い入れるものとなります。

ですので、土地の所在及び面積等は、番号7-25と同じです。

航空写真は、資料2ページです。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。

番号7-25ならびに7-26について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-25ならびに7-26については承認いたします。

ここで、番号7-28について〇〇委員に議事参与の制限がかかります。

次に7-27、7-28について関連しますので一括して事務局より説明願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。

番号7-27

所有権の移転を受ける者 北海道農業公社

所有権の移転をする者 美葉牛 〇〇 〇〇さん

管理権の種類内容は即売タイプの買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛110番地1外1筆

田が2筆で、面積は 6,318 m²となっております。

16ページをご覧下さい。

続いて番号7-28

所有権に移転を受ける者 〇〇〇 〇〇 〇〇さん

所有権の移転をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は即売タイプの売渡です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおり。なお、番号7-27で〇〇〇〇さんが農業公社に売った土地を、公社から〇〇〇〇さんが買い入れるものとなります。

ですので、土地の所在及び面積等は、番号7-27と同じです。

航空写真は、資料4ページとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。

番号7-27、ならびに7-28について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-27, ならびに7-28については承認といたします。

ここで、〇〇委員の議事参与を解きます。

次に、7-29、7-30について一括して事務局より説明願います。

事務局長

17ページをお開き下さい。

番号7-29

所有権の移転を受ける者 北海道農業公社

所有権の移転をする者 碧水 〇〇 〇〇さん

管理権の種類内容は即売タイプの買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛232番地3

畑が1筆で、面積は 6,767 m²となっております。

続いて18ページ、

番号7-30

所有権の移転を受ける者 北海道農業公社

所有権の移転をする者 碧水 〇〇 〇〇さん

管理権の種類内容は売渡です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおり。なお、番号7-29で〇〇〇〇さんが農業公社に売った土地を、公社から〇〇〇〇さんが買い入れるものとなります。

ですので、土地の所在及び面積等は、番号7-29と同じです。

航空写真は、資料5ページとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号7-29、7-30について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-29、7-30について承認いたします。
次に、7-31について事務局より説明願います。

事務局長

19ページをお開き下さい。
番号7-31

利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○ さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛1番地1 外42筆

田が21筆、畑22筆で計43筆。面積は411,399㎡となっております。
20ページに地番の詳細を記載しております。

該当する箇所の航空写真は、資料6ページをご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-31について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-31について承認いたします。
引き続き、7-32について事務局より説明願います。

事務局長

21ページをお開き下さい。
番号7-32

利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、22 ページをご覧ください。美葉牛136番地5 外26筆田が25筆、畑が2筆で、面積は 140,600 m²となっております。航空写真は7ページに掲載しておりますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-32について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-32について承認といたします。
番号7-33について事務局より説明願います。

事務局長

23ページをお開き下さい。
番号7-33

利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛268番地7 外9筆田が8筆、畑が2筆で、面積は 72,923 m²となっております。航空写真は8ページに掲載しておりますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-33について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-33について承認といたします。
番号7-34について事務局より説明願います。

事務局長

24ページをお開き下さい。
番号7-34

利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定をする者 美葉牛 ○○○ ○○さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛241番地9
畑が1筆で、面積は 7,656 m²となっております。
航空写真は3ページに掲載しておりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-32について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-34について承認いたします。
番号7-35について事務局より説明願います。

事務局長

25ページをお開き下さい。
番号7-35

利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定をする者 美葉牛 ○ ○○さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、岩村85番地2

田が1筆で、面積は 22,643 m²となっております。

航空写真は9ページに掲載しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-32について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-35について承認いたします。
番号7-36について事務局より説明願います。

事務局長

26ページをお開き下さい。
番号7-36

利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○○さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛252番地1 外3筆
田が3筆、畑が1筆で、面積は 43,675 m²となっております。
航空写真は3ページに掲載しておりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-36について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-36について承認といたします。
引き続き、番号7-37, 7-38について一括して事務局より説明願います。

事務局長

27ページをお開き下さい。
番号7-37
所有権の移転を受ける者 北海道農業公社
所有権の移転をする者 碧水 ○○ ○○○さん

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の買入です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛232番地1外1筆
田が2筆で、面積は 35,337 m²となっております。
28ページをご覧下さい。

続いて番号7-38

所有権に移転を受ける者 農事組合法人○○○ 代表理事
○○ ○○○さん

所有権の移転をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は貸付タイプ10年の売渡です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおり。なお、番号7-37で〇〇〇〇さんが農業公社に売った土地を、公社から〇〇〇さんが買い入れるものとなります。

ですので、土地の所在及び面積等は、番号7-37と同じです。

航空写真は、資料10ページとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。

番号7-37、7-38について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-37、7-38について承認といたします。

続いて番号7-39について事務局より説明願います。

事務局長

29ページをお開き下さい。

番号7-39

利用権の設定を受ける者 碧水 〇〇 〇さん

利用権の設定をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は貸付タイプ5年の売渡です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、碧水160番地1 外2筆

田が3筆で、面積は 19,372㎡となっております。

航空写真は11ページに掲載しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-39について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号7-39について承認いたします。
以上で、議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認については全て承認いたします。

以上で、本日総会の報告審議案件は全て終了いたしました。
これで第10回農業委員会総会を終了いたします。

議 長

1 番委員

2 番委員
